

議案第 4 4 号

清須市公職選挙管理規程の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

【提案理由】

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙運動に従事する者等に支給することができる報酬及び実費弁償の額の上限の引上げ等を行うため必要があるからです。

清須市公職選挙管理規程の一部を改正する告示案

清須市公職選挙管理規程の一部を改正する告示

清須市公職選挙管理規程（平成17年清須市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第39条を次のように改める。

（実費弁償及び報酬の額）

第39条 法第197条の2第1項に規定する実費弁償及び報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

オ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき23,000円

カ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円

キ 茶菓料 1日につき1,000円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 基本日額 10,000円以内

イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ第1号アからエまでに掲げる額

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき20,000円

2 法第197条の2第2項に規定する報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき15,000円以内とし、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運

動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては1人1日につき20,000円以内とする。

別表第1 清須第1 投票区の項中「城並2、城並3、古城2、宝マンション小田井」を「古城」に改め、同表清須第2 投票区の項中「地領、花咲町」を「花咲、地領」に改め、同表清須第3 投票区の項中「ネオハイツびわじま、北問屋町東、北問屋町西」を「ネオハイツ、北問東、北問西」に、「サンコート西枇杷島、日の出東部、日の出西部」を「サンコート、日の出東、日の出西」に、「小場塚東部、小場塚西部」を「小場塚（一部）」に改め、同表清須第4 投票区の項中「北六軒町、南六軒町」を「南六軒町、北六軒町」に、「松原北部、松原南部、杵東、杵西、北二ツ杵」を「松原南部、松原北部」に、「小場塚南」を「清須社宅、杵東、杵西、北二ツ杵、小場塚（一部）」に改め、同表清須第6 投票区の項中「弁天、西田中」を「西田中・弁天」に改め、同表清須第7 投票区の項中「鍛冶屋町、桑名町、大津町、伊勢町」を「一場」に改め、「西市場住宅」の次に「伊勢町」を加え、同表清須第8 投票区の項中「永安寺、神明町」を「清洲住宅、神明町、永安寺」に改め、「土田住宅」を削り、同表清須第9 投票区の項中「上条社宅」を削る。

別表第4 及び別表第5 を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

清須市公職選挙管理規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(実費弁償及び報酬の額)</u> 第39条 法第197条の2第1項に規定する実費弁償及び報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>鉄道賃</u> <u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> イ <u>船賃</u> <u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> ウ <u>航空賃</u> <u>航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> エ <u>車賃</u> <u>陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</u> オ <u>宿泊料（食料2食分を含む。）</u> <u>1夜につき23,000円</u> カ <u>弁当料</u> <u>1食につき1,500円、1日につき4,500円</u> キ <u>茶菓料</u> <u>1日につき1,000円</u> (2) <u>選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>基本日額</u> <u>10,000円以内</u> イ <u>超過勤務手当</u> <u>1日につき基本日額の5割以内</u> (3) <u>選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u> <u>それぞれ第1号アからエまでに掲げる額</u> イ <u>宿泊料（食料を除く。）</u> <u>1夜につき20,000円</u>	<u>(実費弁償及び報酬の額)</u> 第39条 法第197条の2第1項の規定による選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額は、別表第4のとおりとする。

2 法第197条の2第2項に規定する報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1人1日につき15,000円以内とし、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては1人1日につき20,000円以内とする。

別表第1（第9条関係）

投票区名	投票区の区域
清須第1投票区	郷1、郷2（一部）、 <u>古城</u>
清須第2投票区	郷2（一部）、郷3（一部）、 <u>グランドメゾン小田井</u> 、大和、弁天町、 <u>花咲</u> 、 <u>地領</u>
清須第3投票区	郷3（一部）、十軒町、新十軒町、橋詰町、問屋町、 <u>ネオハイツ</u> 、 <u>北間東</u> 、 <u>北間西</u> 、 <u>砂入町</u> 、 <u>上砂入</u> 、 <u>サンコート</u> 、 <u>日の出東</u> 、 <u>日の出西</u> 、 <u>ジャルダン</u> 、 <u>小場塚（一部）</u> 、 <u>養和</u> 、 <u>県営宮前住宅</u>
清須第4投票区	池端、東六軒町、西六軒町、 <u>南六軒町</u> 、 <u>北六軒町</u> 、西川口、四軒家、 <u>松原南部</u> 、 <u>松原北部</u> 、 <u>笹原町</u> 、 <u>旭町</u> 、 <u>富士岳</u> 、 <u>三菱住宅</u> 、 <u>清須社宅</u> 、 <u>杵東</u> 、 <u>杵西</u> 、 <u>北二ツ杵</u> 、 <u>小場塚（一部）</u> 、 <u>ラドーニ西枇杷島</u>
清須第5投票区の項 略	
清須第6投票区	田中町（一部）、 <u>西田中</u> ・ <u>弁天</u> 、朝日
清須第7投票区	<u>一場</u> 、 <u>西市場1丁目</u> 、 <u>西市場2・3丁目</u> 、 <u>西市場4・5丁目</u> 、 <u>西市場住宅</u> 、 <u>伊勢町</u>
清須第8投票区	廻間、 <u>清洲住宅</u> 、 <u>神明町</u> 、 <u>永安寺</u> 、 <u>西清洲</u> 、 <u>土田（一部）</u>
清須第9投票区	土田（一部）、上条、 <u>新清洲1・2・3丁目</u> 、 <u>新清洲4丁目</u> 、 <u>新清洲5・6丁目</u>

2 法第197条の2第2項の規定による選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、別表第5のとおりとする。

別表第1（第9条関係）

投票区名	投票区の区域
清須第1投票区	郷1、郷2（一部）、 <u>城並2</u> 、 <u>城並3</u> 、 <u>古城2</u> 、 <u>宝マンシヨン小田井</u>
清須第2投票区	郷2（一部）、郷3（一部）、 <u>グランドメゾン小田井</u> 、大和、弁天町、 <u>地領</u> 、 <u>花咲町</u>
清須第3投票区	郷3（一部）、十軒町、新十軒町、橋詰町、問屋町、 <u>ネオハイツびわじま</u> 、 <u>北間屋町東</u> 、 <u>北間屋町西</u> 、 <u>砂入町</u> 、 <u>上砂入</u> 、 <u>サンコート西枇杷島</u> 、 <u>日の出東部</u> 、 <u>日の出西部</u> 、 <u>ジャルダン</u> 、 <u>小場塚東部</u> 、 <u>小場塚西部</u> 、 <u>養和</u> 、 <u>県営宮前住宅</u>
清須第4投票区	池端、東六軒町、西六軒町、 <u>北六軒町</u> 、 <u>南六軒町</u> 、西川口、四軒家、 <u>松原北部</u> 、 <u>松原南部</u> 、 <u>杵東</u> 、 <u>杵西</u> 、 <u>北二ツ杵</u> 、 <u>笹原町</u> 、 <u>旭町</u> 、 <u>富士岳</u> 、 <u>三菱住宅</u> 、 <u>小場塚南</u> 、 <u>ラドーニ西枇杷島</u>
清須第5投票区の項 略	
清須第6投票区	田中町（一部）、 <u>弁天</u> 、 <u>西田中</u> 、朝日
清須第7投票区	<u>鍛冶屋町</u> 、 <u>桑名町</u> 、 <u>大津町</u> 、 <u>伊勢町</u> 、 <u>西市場1丁目</u> 、 <u>西市場2・3丁目</u> 、 <u>西市場4・5丁目</u> 、 <u>西市場住宅</u>
清須第8投票区	廻間、 <u>永安寺</u> 、 <u>神明町</u> 、 <u>西清洲</u> 、 <u>土田（一部）</u> 、 <u>土田住宅</u>
清須第9投票区	土田（一部）、上条、 <u>上条住宅</u> 、 <u>新清洲1・2・3丁目</u> 、 <u>新清洲4丁目</u> 、 <u>新清洲5・6丁目</u>

清須第 1 0 投票区の項以下 略

清須第 1 0 投票区の項以下 略

別表第 4 (第 3 9 条関係)

(実費弁償及び報酬の額)

(1) 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することのできる実費弁償の額

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額

エ 宿泊料(食事料 2 食分を含む。) 1 夜につき 1 2, 0 0 0 円

オ 弁当料

1 食につき 1, 0 0 0 円

1 日につき 3, 0 0 0 円

カ 茶菓料 1 日につき 5 0 0 円

(2) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

ア 基本日額 1 0, 0 0 0 円

イ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割

(3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第 1 号ア、イ及びウに掲げる額

イ 宿泊料(食事料を除く。) 1 夜につき 1 0, 0 0 0 円

別表第 5 (第 3 9 条関係)

1 選挙運動のために使用する事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき 1 0, 0 0 0 円

2 専ら法第 1 4 1 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき 1 5, 0 0 0 円

◎ 議案第 4 4 号

清須市公職選挙管理規程の一部を改正する告示案

告示の一部を改正することについて、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 2 項の規定により、委員会の議決を求める。

○ 概要

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙運動に従事する者等に支給することができる報酬及び実費弁償の額の上限の引上げ等を行う。

○ 施行期日

令和 7 年 1 2 月 1 日

○ 選挙運動に従事する者等の報酬及び実費弁償の額の引上げ【第 3 9 条関係】

物価変動等を考慮し、報酬及び実費弁償の額の上限の引上げを行う。

(1) 選挙運動に従事する者に支給することができる額の上限

ア 報酬

種 別	現 行	改正後	引上げ額
事務員	1 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
車上等運動員	1 5, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
手話通訳者	1 5, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
要約筆記者	1 5, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

イ 実費弁償

種 別	現 行	改正後	引上げ額
宿泊料（1 夜につき） ※食事料 2 食分を含む。	1 2, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
弁当料（1 食につき）	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	5 0 0 円
弁当料（1 日につき）	3, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円
茶菓料（1 日につき）	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	5 0 0 円

(2) 選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の上限額

ア 報酬

改正なし

イ 実費弁償

種 別	現 行	改正後	引上げ額
宿泊料（1 夜につき） ※食事料を除く。	1 0, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

○ 投票区の区域に係る規定の整理【別表関係】

別表に定める投票区の区域について、自治会名単位の記載に統一する。